

計量器関係事業や計量器を使用して取引・証明を行いたい

届出・登録義務、検定・検査義務

計量器に関する事業をはじめするには、県に対して届出、登録が必要です。また、計量器を使用して取引・証明を行う際には、期間毎に特定計量器*の検定や検査の義務が課せられます。

対象者・内容

(1) 特定計量器の製造、修理及び非自動はかりの販売の事業を行おうとする者

- ①製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ県を經由して国（経済産業大臣）に届出
- ②修理の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出
- ③非自動はかりの販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出（遵守義務）

(2) 計量証明事業を行おうとする者

【一般計量証明事業】

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行う、その貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。

【環境計量証明事業】

濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量のうち政令で定めるものの計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。

また、登録後、事業の実施方法を記載した事業規程を作成し、遅滞なく県に届出が必要です。

(3) 特定計量器を使用して取引や証明を行う者(上記計量証明の事業を行う者を除く)

商店、事業所、病院、薬局、および郵便局などで使用されるはかりや、タクシー、ガソリンスタンド、電気・ガス・水道事業者等の計量器で計量した値で取引や証明を行う場合、使用される計量器は原則として検定に合格したことを示す検定証印等が付された特定計量器でなければなりません。

また、取引や証明に使用される特定計量器のうち非自動はかり等は、県又は特定市（県等が指定する指定定期検査機関を含む）等が実施する定期検査を受検する義務が課せられています。

非自動はかりの使用場所が特定市（北九州市・福岡市・久留米市）の方のお問合せは各市へ。検定の有効期限のある計量器などは、県が実施する更新検定を受検する必要があります。

※特定計量器：計量法では、取引若しくは証明に使用され、一般消費者の生活の用に供される計量器のうち適正な計量の実施を確保するため、その構造又は器差に係る基準を定めた18種を「特定計量器」として定めています。

お問い合わせ先

福岡県計量検定所

TEL:092-939-1543 Fax:092-939-1542

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tetsuduki-main.html>

